

令和7年度（2025年度）半導体関連出前授業及び 認知度向上業務委託実施要項

1 業務の目的

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」や「熊本県半導体人材育成会議」において、産業界から小中学生の時期から半導体の魅力を伝えることが重要との意見が多く出されている。

このため、県内の小中学校で半導体に関する出前授業を実施するとともに、県内の小中学生及びその保護者、教師（以下「県内若年層等」という）向けの半導体への理解促進に資する取組を実施することで、将来の半導体人材の育成を行う。

【九州半導体人材育成等コンソーシアムとは】

- 九州経済産業局により設立。九州の産学官関係機関で構成。
- 半導体人材育成と確保、企業間取引・サプライチェーンの強化、海外との産業交流促進等に取り組んでいる。
(九州経済産業局 HP https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2203/220329_1.html)

【熊本県半導体人材育成会議とは】

- 本県が設置。県内の産学官関係機関で構成。
- 半導体関連産業における人材育成の推進のため、各構成機関の取組みや産業界が求める人材像などについて、産学官で情報交換や意見交換を実施している。
(熊本県 HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/212396.html>)

2 業務の実施方法

半導体関連出前授業及び認知度向上に係る業務について、県内若年層等を対象とした効果的な企画立案と事業の円滑な遂行のため、これらに精通した技術・知識を有する事業者への業務委託により実施する。実施に当たっては、募集期間を定め、応募（企画提案）があった事業者について、書類審査及びプレゼンテーションを経て委託先を選定のうえ委託する。

3 スケジュール

募集開始	令和7年（2025年）4月23日（水）		
質問書提出期限	4月30日（水）	12：00	必着
参加表明書提出期限	5月9日（金）	12：00	必着
企画提案書提出期限	5月16日（金）	12：00	必着
審査会（プレゼンテーション）実施	5月21日（水）		
審査結果通知	5月22日（木）		

4 業務内容

別紙「令和7年度（2025年度）半導体関連出前授業及び認知度向上業務委託仕様書」のとおり

5 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

6 委託料の上限

3,074千円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

7 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1

熊本県商工労働部商工政策課 人材プロジェクト班

電話 096-333-2342 (直通) FAX 096-385-5850

E-mail shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

8 受託者の選定

(1) 選定方法

企画提案による公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。受託者の選定に当たり、応募者の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 審査項目等

企画提案等の内容について、別途審査会を設置し、下記の審査項目に基づく審査を行い、3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。

なお、該当者がいなかった場合は、順位の平均値が最も低かった者を受託者とし、順位の平均値が同じであった場合は、それらの中で評点の合計点が最も高かったものを受託者とする。ただし、合計点が90点を下回る場合には当該事業者を受託者としない。

応募者が1者の場合、全ての審査員が評点を30点以上と評価した場合に当該事業者を受託者とする。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・ 企画力	基本事項	・業務内容について趣旨を理解し、募集要項に沿っているか。	10
		・業務の目的を達するために、効果的な業務の流れ・無理のないスケジュールとなっているか。	
	出前授業 実施	・半導体出前授業の実施にあたり、適切な事務処理能力を有しているか。	10
	認知度 向上	・半導体への理解促進に資する取組みを提案する内容となっているか。	10
	追加提案	・その他、広報等、本事業の効果拡大に通じる取組みが提案されているか。	6
業務遂行 能力		・概算見積書の積算は妥当なものであり、実施体制及び県等との連絡・協力体制を整えられているか。	10
		・過去の実績はどうか。	
事業者の 取組 (公告日現在)	働く環境 の整備	①熊本県プライト企業の認定を受けていること	1
	多様な人材の 活躍	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること	1
	環境配慮	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があること。	1
	その他の 持続可能な 社会の 実現	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること ⑥パートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
合計			50

9 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者、または複数の事業者による共同事業体とする。

- (1) 委託業務の担当部局である商工政策課と常に連携が取れる体制にある事業者であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がないこと。
- (5) 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 複数の共同事業体の構成員となつての参加や、共同事業体の構成員と単独での重複参加をしないこと。

10 応募手続き

(1) 質問書及び回答

① 質問方法

- ・ 質問は、質問書（別紙様式1）により電子メールにて提出すること。
- ・ 質問の内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。また、質問者の企画提案内容に密接に係る質問など、個別の回答を要すると判断したものについては、質問者宛に電子メールで回答する。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和7年（2025年）4月30日（水）12：00 必着

(2) 参加表明書等の提出

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加希望者は、以下の参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書（別紙様式2）

イ 添付書類

- (ア) 組織体制に関する書類（会社概要の分かるパンフレット等）
- (イ) 直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書
- (ウ) 定款の写し
- (エ) 事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））
- (オ) 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。（写し可））
- (カ) 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式3）
- (キ) コンソーシアムの場合は、構成員ごとに以上の書類のほか、本業務に係るコンソー

シーム協定書の写し

※令和8年(2026年)3月31日までの熊本県競争入札参加資格(業務委託)を有する参加希望者については、上記(イ)～(カ)の書類の提出は不要とする。

② 問い合わせ先及び提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出部数

1部

④ 提出期限

令和7年(2025年)5月9日(金) 12:00 必着

⑤ 提出方法

電子メール

※メール送信後、「7 担当部局」へ必ず電話連絡を行うこと。

⑥ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、確認結果(参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。)については、参加表明書に記載のアドレス宛てに電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加希望者(参加資格を認めた者に限る)は、企画提案書及びその他の必要書類(以下、「企画提案書等」という。)を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 表紙(別紙様式4)及び企画書(20ページ程度にまとめること)
- ・ A4版・横書き、PDF形式とする。
- ・ 図表等については、必要に応じてA3版(A4版2枚と見なす)での作成も可とする。

イ 参考見積書・経費内訳書(様式自由)

- ・ 企画提案書の最終頁に添付すること。

ウ 事業者の取組に関する申出書(別紙様式6)(必要な書類を添付すること)

② 企画提案書の記載内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

③ 提出先

「7 担当部局」に同じ

④ 提出部数

1部

⑤ 提出期限

令和7年(2025年)5月16日(金) 12:00 必着

⑥ 提出方法

電子メール

※メール送信後、「7 担当部局」へ必ず電話連絡を行うこと。

11 審査会（プレゼンテーション）の実施

審査会（プレゼンテーション）日時及び場所

日時：令和7年（2025年）5月21日（水）

場所：熊本県庁本館13階 本館1301会議室（予定）

（1者25分程度（説明時間は15分）を予定。詳細については、後日個別に連絡する。）

12 契約

受託候補者と、企画提案仕様書及び企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

13 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

14 採択決定後の手続

ア 見積書の提出

イ 契約保証金の納付

ウ 委託契約書の締結

エ 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出

オ 委託費の支払い

15 受託者の責務

- （1）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- （2）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- （3）委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （4）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担となる。

16 その他の留意事項

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）提出書類等に関する事項
 - ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合、参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、受託候補者選定決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案の参加を辞退することになった場合は、

参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「9 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。